

労務ニュース 2025 年 6 月号

2025 年 6 月の労務ニュースをお送りしますので、有効にご活用頂ければ幸いです。

従来通りに宛先名は Bcc 配信としております。

今回は、毎年度恒例となりますが、現在もっとも時季的でホットな労働保険料の年度更新と社会保険料の算定基礎届の手続きについてとなります。

1. 労働保険料の年度更新

今年も労働保険料の年度更新の時期となっております。

「年度更新」の詳しい仕組みの説明は、ここでは割愛をさせていただきますが、令和 6 年度確定保険料および令和 7 年度概算保険料の申告をする年一度の手続きとなります。

弊社に業務委託をされております事業者様は、各都道府県労働局から貴社宛てに緑色 A4 サイズの緑色の封筒でこの書類が届いているかと思しますので、そのまま弊社に郵送で転送をして頂けますようお願いいたします。

例年の手続きと今年度で異なるのは、紙での申告の場合も、後に納付書にある振込情報(納付番号、確認番号、収納機関番号、金額)を用いて法人口座よりネットバンキング等にてペイジー納付が可能となっております。従来は、紙での納付書の場合は金融機関等に出向き納付する必要がありましたが、今年度からは、最初から電子申告をした場合はもちろん、紙で申告した場合も保険料の電子納付が可能となりました。

厚労省の大阪労働局が作成したパンフですが、電子納付についての説明が分かりやすかと思しますので、該当 URL をご参考までに貼っておきます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/001047693.pdf>

ただし、ペイジー納付の納付期限は 2025 年 7 月 10 日となりますので、こちらをご利用される事業者様は早めに納付手続きをお願いいたします。なお、ペイジー納付による電子納付には使えない一部金融機関もあるようですから、ご注意ください。

2. 社会保険料の算定基礎届

算定基礎届とは、健康保険・介護保険・厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬（給与）と大きくかけ離れないように、年に 1 回、標準報酬月額を見直して（算定）、届出を行うものです。この標準報酬月額の見直しを、「算定」および「定時決定」といいます。

算定期間と適用期間：

毎年 4 月～6 月に実際に支給した 3 か月分の報酬月額の平均額を計算し、標準報酬月額を決定します。

その後、報酬が大幅な変動をするようなことがない限り、9 月～翌年の 8 月までは、この標準報酬月額に基づいて、保険料が適用されます。年の途中で大幅な変動があった場合には、算定基礎届の提出時期を待たずして、臨時に改定（月額変更届）を行います。

算定の基礎額となる標準報酬月額とは：

標準報酬月額とは、毎月の健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料を計算する、基礎となるも

のです。標準報酬月額を算出するにあたり、対象となる報酬と、ならない報酬があるので、間違えないように理解が必要です。労働の対価として受ける報酬は、給与、手当など、固定的に支払われるものは、名称の如何を問わず全てが対象です。臨時のものや、年3回以下で支給した賞与などは含まれません。基本給や手当などを含めた報酬額を、標準報酬月額保険料表というテーブルに当てはめて、被保険者の社会保険料が決定されることになります。

算定基礎の対象者：

算定基礎の対象者は、7月1日の時点で健康保険・厚生年金保険の被保険者であるすべての従業員が対象です。休職中などであっても、被保険者の従業員は算定基礎届を提出する必要があります。

厚生年金保険の資格を喪失する70歳、健康保険の資格を喪失する75歳以上であっても、在職老齢年金の受給金額に影響するため、必ず提出する必要がありますので、いずれも対象者となります。

ただし、以下に該当する従業員は対象とはなりません。

1. 6月1日以降に被保険者となった従業員
2. 6月30日以前に退職した従業員
3. 7月に月額変更届を提出する対象となった従業員（※）

※昇給などで、4～6月に支払われた平均給与と、現在の標準報酬月額に2等級以上の差がある場合は、定時決定ではなく、月額変更による随時改定を行う必要があります。そのため算定基礎は対象外となります。実務的な理解と流れは上述のようになりますが、弊社に算定基礎届を業務委託されております事業者様は、日本年金機構から「社会保険関係書類提出に関する重要なお知らせです」と記載された茶封筒がそろそろ届きますので、そのまま弊社の方に郵送で転送をよろしくお願いいたします。

今月は以上となります。